



2022年5月10日

各位

上場会社名 株式会社 NITTOH
代表者 代表取締役社長 中野 英樹
(コード番号 1738 名証メイン市場)
問合せ先責任者 取締役経理部長 伊藤 寿朗
(TEL 052-304-8210)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月18日開催の当社第49期定時株主総会の議案として、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業領域の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、定款第16条(電子提供措置等)を新設し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。また、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条 (条文省略)	第1章 総則 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~12. (条文省略) (新設) 13. 前各号に附帯関連する一切の事業	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~12. (現行どおり) <u>13. 産業廃棄物処理業</u> 14. 前各号に附帯関連する一切の事業
第3条~第15条 (条文省略)	第3条~第15条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第16条～第35条 (条文省略)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日にこれを削除する。</u></p>

3. 変更の日程

定款一部変更のための株主総会開催日	2022年6月18日(予定)
定款一部変更の効力発生日	2022年6月18日(予定)

以上